

「高度経済成長」期の高畠亀太郎（上）

——家業面について——

川 東 錚 弘

目 次

- はじめに
- 第1章 1955年
- 第2章 1956年
- 第3章 1957年
- 第4章 1958年
- 第5章 1959年
- 第6章 1960年

は ジ め に

前稿¹⁾で、1950年代前半（1951～54年）の高畠亀太郎の家業及び政治活動について見ました。家業面では、1949年（昭和24）のドッジ不況で不振に陥っていた木工会社は、50年6月の朝鮮戦争を契機に不況を克服し、軌道に乗っていったこと、また、木材ブームの中、山林投資を活発に展開していたこと、さらに52年からは不動産業（土地・建物の売買）にも乗り出し、家業を多角化したこと、だが、54年になると日本経済が不況に陥り、家業も不況・不振に陥り、また税金面で増税等イロイロ苦労していたこと、さらに労働争議にも何度か見舞われていたこと、等々を見てきました。政治面では、51年6月公職追放が解除され、晴れて政治活動ができるようになり、52年10月の総選挙では甥の中村純一が立候補したため、必死で応援を行っていたことなどを見てきました。

さて、本稿では、1950年代の後半（1955～60年）の亀太郎について、その家

1)拙稿「1950年代前半の高畠亀太郎（上、下）」（「松山大学論集」第13巻第2、3号、2001年6月、8月）

業面を見ることにします。世の経済は第1次高度経済成長（「神武景気」1954年12月～57年6月まで31カ月、「岩戸景気」58年7月～61年12月まで42カ月）の真っ最中です。しかし、好景気は中央の経済の大企業にかんする現象で、地方に、特に宇和島地方にはその影響は弱く、且つ短期でした。いや、むしろ漁業不振等もあり、全体として不景気・不振であり、高度経済成長とは無縁でした。亀太郎の家業も56年の1年位はその影響らしきものがありましたが、全体として不振で、57年度～59年度にかけて3年連続赤字が続き、60年8月にはついに木工会社を廃業することになります（後、少数の洋家具会社として再出発）。以下、「高度経済成長」下の家業の状況を考察することにします。

第1章 1955年

1955年（昭和30），亀太郎72歳の年です。世の経済は「神武景気」が訪れ、高度経済成長の開始ですが、亀太郎の木工会社にはまだ好景気の影響は訪れず、55年の大半は前年以来の不況がなお持続中です。不況を脱し、その影響らしきものが来るのは、漸く55年の暮れ、11月以降になります。政治面では、本年は各種選挙があり（1月愛媛県知事選、2月総選挙、4月県議選・市長選・市議選等）、特に宇和島市長選挙では、亀太郎の甥の中村純一（自由党、元代議士）が亀太郎の身代わりで立候補しましたので、必死で応援していました（政治面については、次号参照）。

以下、本年の亀太郎の各家業について見ることにします。

（1）宇和島木工会社

木工会社は例年の通り、1月4日から開始しています。「朝八時から少時会社に出勤する。今日から始業し、工員出揃ふて居る。」

この年は前年に続きデフレが続き、亀太郎の木工会社も販売不振・製品滞貯で経営困難でした。2月19日「夕方会社へ行って、工員一同に不況対策の話をした」。

不況のため、4月5日、工員に対し夜業廃止を提案しています。「会社へ出て、工員一同に夜業廃止の話をした」。しかし、工員達は手当が減少するので反対したと思われ、労働時間を1時間短縮することで妥協がなされたようです。4月11日「午前会社に出勤する。先日職場へ話した夜業廃止の問題は再び工員代表と会した結果、一時間延長（従来より一時間短縮）のことに納得決定した」。

5月10日に、恒例の会社の遠足運動会をしていますが、不況のためか、本年は近場です。「会社の遠足運動会を柿原水源地で催すので、午前九時から一同二十五名と行く。用意の弁当を開ひて小宴に時を移したが、予は一行より先に正午過宅へ帰（る）」。

6月以降も販売不振が続きます。6月14日に工員を集めて事情を説明しています。「午后三時会社で工員一同に対し、不況の為め製品停滞の事情を説明し、作業時間短縮（労基法規定の通りとする）の話をした」。

7月以降も販売不振・危機です。7月27日「会社へ出て稻岡、濱浦両君と森君をも加へて製品停滞の難局対策に就き協議した」。翌28日に工員を集め、協力要請です。「午前七時半会社に出勤。工員を始め全従業者を集めて、事業難の実情を詳説し、仕事上の協力を求めた」。

このように55年は不況持続中ですが、11月13日、恒例の運動会をしています。やはり近場です。「午前九時会社に集合し、秋の遠足運動会を吉野へ催した。事務所員、工員一同、子供も加わって三十名位となり、九時五十分の宇和島駅発汽車にて出発、吉野駅で下車し、井伊公園へ行って弁当を開いた。紅葉点綴して、景趣が良かつた。午后二時四十分吉野発の列車で一同帰途に就き、予のみは宮野下で途中下車し、星子君を訪ふたので、一列車遅れて六時過帰着した」。

11月20日、亀太郎は販売不振のため、販売店のミツワで大売出しを計画し、挙行しました。しかし、この大売出しに対し、同業者から異議が出ています。11月22日「ミツワ売出価格に就て同業者間に異議があるので、丸幸と下田の両家具店主に話をし、午后松浦店主とも会見した。夜、宅で稻岡、濱浦両君とも打合せをした」。同業者間との話相はまとまらなかつたようです。11月24日「松

浦寛一君来社、売出しに関する業者間の協調は話が纏らぬ由であった」。

トラブルありましたが、この大売出しが功を奏しました。また、55年秋の米が豊作であったため、地方にも好景気が押し寄せ、家業も漸くデフレから回復し、やや好転して行きました。年末、亀太郎は家業について、次のように述べています。「会社の経営はデフレ下製品の売行悪しく、年中停滞に困ったが、十一月末から年末に亘り、思ひ切って価格を引下げ、大売出しを実行したお蔭で、豊作景気と相待って、滞貨一掃し、あと製作に追はれる位だから、一時的には寛いだ形である」。

(2) 貸家関係

亀太郎は宇和島で最大の貸家地主です。宇和島市伊吹町(82軒), 野川(7軒), 龍ヶ前(1軒)に計90軒の貸家を所有しています。この年4月固定資産税宅地の評価倍率及び家屋の評価価格の増額がなされたため、家賃の改定(値上げ)を行っています²⁾。ただ、日記には、特に記事はありません。

(3) 山林関係

亀太郎は宇和島で有数の山林地主です。本年1月1日時点で、北宇和郡内だけで175町歩余り(実測219町歩)程所有しています³⁾。

4月に、亀太郎が所有している北宇和郡清満村増穂の山林で、松前の大西木材会社による立木盗伐事件が起き、6月、亀太郎は損害賠償の訴訟を行っています。6月7日「四月以来懸案の増穂大畠の当方所有林侵入伐採に就き、大西

2)『高畠亀太郎文庫資料』(3-30~34)。

3) 1955年8月8日に宇和島税務署から、55年1月1日現在の亀太郎所有の山林の立木調査があり、9月資料を税務署に提出。それによると、広見町(三島)川奥に27町(実測30町), 三間町(二名)音地に29町(50町), 同2.7町(5町), 松野町(吉野)奥野川に37町(50町), 松野町(豊岡)6町(7町), 同(坂岡)2.7町(3町), 来村祝森赤藪31.3町歩(40町), 津島町(清満)増穂大畠7.7町(8町), 同増穂一ノ谷8町(8町), 同増穂谷サ11町(15町), 同山財4.85町(6町), 同山財御代ノ川8町(10町)で、合計は帳簿面積で175町歩余、実測で219町歩となっています(『高畠亀太郎文庫資料』(3-108)より)。その他、高知県幡多郡にも山林所有。

木材会社へ対し、損害賠償と仮処分の訴訟手続をし（た）。

このトラブルは、8月1日に示談で解決しています。「午前十時から二宮弁護士方へ行き、本日第二回公判開廷、……対大西木材との訴訟事件は……損害補償金を受取ることにして、示談に同意し、開廷に先って和解、調書を作った。其申請手続等午後一時迄に一応了り、伊予銀へ寄って帰宅」。

(4) 納税関係

亀太郎は昨年から富裕税をめぐって税務署とトラブルを起こしており、中山税理士に解決を依頼していましたが、1月末に追加納税となっています。1月28日「午前九時中山税理士事務所へ行き、……午後一時再び中山へ行き、税務署の昨年申告、山林再評価と富裕税当時の申告の不一致是正に関する修正の交渉に当らせた結果、夕方までに追加税額決定した」、1月29日「十時中山事務所と伊豫銀へ行って納税手続を了る」。

2月15日に、過去の富裕税の納付期限遅滞のため、延滞利子税も取られています。昭和26年3月1日～30年1月29日の分で、1万4360円です⁴⁾。

3月4日に、1954年（昭和29）分の確定申告をしていますが、資料なく、残念ながら残って居らず、申告所得・税額は不明です。

第2章 1956年

1956年（昭和31）、亀太郎73歳の年です。世の経済は第1次高度経済成長（「神武景気」、1954年11月～57年6月）が続いています。亀太郎の木工會社も、55年の末から好景気の影響が出て、不況から脱し、本年（1956年）の景気はやや良いようです（ただし赤字を出さぬ程度）。しかし、この景気も短期に終わり、本年（1956）末にはまたまた不況に陥っています。政治面では、県内で56年1月初め自由党と民主党の保守合同による自由民主党支部結成があり、5月には

4)『高畠亀太郎文庫資料』(3-108)。

宇和島でも部会が設立され、追放解除の亀太郎は顧問に就任していました。

(1) 宇和島木工會社

木工會社は例年通り、1月4日から始業です。滞貨が一掃され、やや景気は良いようです。「午前会社が本日から始業なので、出勤する。客臘の安値売出して滞貨が一先づ片付いたので、製品の塗り上げに勤しんで居る」。

3月20日、好景気のためと思われますが、労働時間を1時間半延長しています。「朝、会社へ出る。本日より当分だけ操業を一時間半延長することにした」。

亀太郎の木工會社の材木の仕入れ先は大体大阪の斎藤木材です。4月5日、大阪に行き、斎藤木材を訪問し、木材を購入しています。「大阪へ出て、四時に西道頓堀の斎藤木材を訪ひ、会社に入用の北海材、樽、樺等の現品を見て商談した」。

5月7日、恒例の会社の遠足運動会をしています。本年は高知に足をのばしています。「会社の遠足を土佐川崎へ行くことゝして、稻岡君等二十余名は午前九時五十一分の汽車で出発したが、予は遅れて十時三十分の国鉄バスで立った。午后〇時過川崎へ着いたが、先刻来雨となったので、一同同地の佐竹旅館に入つて弁当を開いて居るのに会し、二時半まで酒宴を催した。二時五十分川崎発の汽車に乗って、一同と共に四時半帰宅した」。

6月4日、亀太郎の木工會社は模範工場で、愛媛県から表彰を受けています。「午后二時、南高等学校講堂で開かれる愛媛県安全衛生大会に出席した。県の課長、松山労働基準局長等臨席、吾会社の工場も基準協会から表彰を受けた」。

11月12日にも恒例の会社の遠足運動会をしています。「会社の運動会を喜多郡新谷へ遠足することゝし、八時四十二分の列車で行くが、予と浜浦、松井の両君とは六時十一分の一番列車で先行出発して平野駅に下車し、予ての打合により、尾形木工所から出迎の自動車に乗って、同所平野工場を訪ふた。近頃据付のダブテープマシンを視察し、尾形氏父子から説明を聴き、作業をも見て、九時半辞出、大洲まで送られて、三人は大洲駅へ出て、十時四十二分宇和島か

ら来た上り列車に乗って、稻岡君等二十余名の一一行と合し、五郎乗替へで、正午頃新谷に着いた。駅から数丁の所に稻荷山紅葉公園があり、神社と寺院の附近丘陵一帯に紅葉が多く美観である。茲で一同折詰を開いて行樂し、三時過にバスで大洲へ帰り、会社の連中は四時十一分の下りで宇和島へ帰して後、予は獨残って三瀬氏衛君を訪問し、次で上り列車に投じて、松山へ行った。

亀太郎の木工會社の「神武景氣」の影響は長続きしませんでした。56年の暮れ、販売店のみつわの売行きが早くも不振となっています。12月6日の日記に「夜六時半より稻岡、浜浦両君を招いて、会社經營上の打合せ、主としてみつわ売行不振打開策に就き研究し、八時半迄話した。今後此種会合を度々行ふことにする」とあります。12月8日も対策協議です。「夜、森君を招いてみつわ經營上の意見を聴いた」。12月10日も同様です。「夜、稻岡君を招いて、会社經營上の話をした」。

以上のように、「神武景氣」の影響は弱く、且つ短期に終わりました。年末、亀太郎は家業を振り返り、「木工會社の成績は世間の好景気に似ず不振、ヤット赤字を出さぬ程度である」と記しています。

亀太郎の木工會社以上に、宇和島の地方經濟は不振でした。それはこの年沿岸漁業が不漁で商工業に悪影響したためです。1956年度の宇和島商工会議所の事業報告は次のように述べています。「宇和島商工会議所管内の昭和31年度内に於ける經濟情勢は、その主要産業であり、而も重要な消費対象である海岸漁場の不振に依って商工業全般に亘り影響を受け、所謂神武景氣とは対蹠的な現象を示した。即ち当地方は純然たる消費都市の形態であって、商域に於ける農漁村の盛衰は直接市商工業に反映する結果を招来」⁵⁾。このように宇和島地方は「神武景氣」とは無縁であり、地方の中小商工業の厳しさを伺うことが出来ます。

5) 宇和島商工会議所『昭和31年度事業報告書』

(2) 貸家関係

亀太郎は宇和島第一の家主です。この年はあまり記事はありません。7月8日「夕方から税務署へ回答すべき家賃調査の明細表を作り、十時郵便で提出した」、7月13日「午後一時半から文化会館に於ける家賃統制令一部改正の説明会に出席し、三時帰った」、8月25日「六時からときわに於ける地主家主の会合に出席、借地法改正案に就き、対策を協議、夕食を共にして八時散会した」程度です。

(3) 山林関係

2月1日に亀太郎所有の津島町（旧清満村）増穂の山林が火災にあっています。2月3日「一昨日午後清満の増穂山林に火災があり、吾所有の同地字荒谷の山林へ延焼し、約一丁歩の立木を焼失したる旨、昨日報告があったので、本日、西山君を調査に派遣したが、夕方帰来。山巔地帯被害とのことであった」。その関係と思われますが、相手側とトラブルが起きています。2月8日「十一時二十分の汽車で出発。八幡浜へ行った。同地の菊池哲治弁護士に会ふて、再び当方の主張を説明し、兵頭申出の山林の件は全然理由なき故、菊池君の示談説には応じ難き旨を陳べた上、午後三時五分の汽車で帰宅した」。なお、その後の経緯は不明です。

本年、亀太郎は高知県の山林を2ヵ所購入しています。一つは5月中旬で高知県幡多郡大月町添の川の山林です。5月18日に視察し、翌19日、購入しました。「一時頃駄馬元君來訪。西山君も来て昨日視察した添ノ川の山林に就き、商談を纏めた」。

もう一つは8月中旬で高知県幡多郡元和田村の手洗川（現中村市）の山林です。8月11日に現地を視察し、14日購入を決めています。「午前、昨日宿毛出張、昨夜帰宅した駄馬元、西山両君來訪、現地調査の報告を聴き、十一日予が視察した手洗川山山林を買入れることに決定して、持主へ一部送金した」。そして、16日に再度現地を訪れ、登記です。「午前六時二十分のバスで西山君と共に

宿毛へ出張する。十時半着。昨日来て居た駄馬元君に会い、次で代書人事務所で手洗川山々林の持主猪石又六君及び其親戚猪石久衛、西岡永徳両君に会ふて、売買登記申請をし、午后迄に完了、代金受渡をした。駄馬元君より当方買入を猪石より直接登記を受けたものである」。

（4） 土地・建物売買関係

1月、宇和島の年来の友人の村山半蔵の家業が破綻し、その家屋敷が債務のため競りに出される事件が起きています。そこで、亀太郎は、債権者の高知相互銀行等を訪問し、競り落とし中止に奔走しています。1月28日「村山の件にて高知相互銀行支店を訪ぶて、支店長其他に会い、次で二宮卓君を訪ひ、午后中村で藤田佐七君にも会ふた」。3月17日「午后村山と中村で村山の家屋敷の競落者土居君と会見して、競落取止めの手続等に就き、交渉した」等々。そして、6月、亀太郎は資金を調達して、村山の債務を弁済しています。6月18日「九時信用金庫へ行き、十時村山君の為めに亀井君等が調達した金を持って、高知相互銀行支店を訪ひ、次長に会って競売関係の村山の債務元利金額を支拂った」、20日「午后高知相互、村山、亀山へ行って、村山上申書関係の手続き漸く一段落した」等々。

亀太郎は、1952年旧郡是跡の土地・建物を購入して以来不動産業を開始しています。7月12日、旧郡是の建物の一部・再繰場を売却しています。「西田君の手で郡是跡再繰場建物の取除け売約が出来たので、みつわで買人と出会い取引をした」。

また、12月28日には、佐伯町の旧中平荘作の醤油醸造所の土地建物の購入を決めています。「二時から西田君と共に外出。佐伯町旧中荘醤油醸造所の土地建物を観て、現在の事業主森本弁太郎君にも会ふた。三時信金へ寄って帰宅。夜、西田君が森本君と共に来訪。今日観た土地建物の一部を愛媛相互銀行の承認を経て買入れることに商談を決めた」。

(5) 納税関係

亀太郎は本年宇和島税務署からよく聴き取り調査されています。1月17日「三好弁護士宅と税務署資産税係へ行き、正午迄に了った」、2月24日「午后二時税務署の資産税係へ行って、三好事務官に山林間伐関係の計算資料、山林小口壳渡の申告調べを摂取し、査定を受けた。控除額を超過せぬため譲渡所得の対象とならぬことに決し、三時退出」等々。なお、日記中、山林間伐とは昨年5月伐採の増穂御代川、7月伐採の柿原のことと思われます。

3月初め、亀太郎は前年1955年(昭和30)分の所得税の確定申告に従事し、10日確定申告を行っています。「午后、税務署へ行って、昭和三十年分の確定申告書を提出した」。しかし、資料なく、所得額・納税額は不明です。

確定申告後、税務署員が来訪しています。3月13日「五時過、安達君と税務署の加藤君来訪。十日提出の確定申告関係の事柄を説明した」、3月31日「午后二時、津島町の税務課員来訪」等。ただ、トラブルとはならず、追加納税はしていないようです。

以上、何かと税金をめぐっては、税務署からのお尋ねがあったようです。

年末、亀太郎は1956年(昭和31)の家業全体を振り返り、年末次のように述べています。「此年を通じて大なる変化はなかった。予は依然健康である。……木工公社の成績は世間の好景気に似ず不振、ヤット赤字を出さぬ程度である。山林の方は夏、宿毛で一ヶ所買ふたので手持金希薄となった。無事故を感謝して年を送る」。

第3章 1957年

1957年(昭和32)、亀太郎74歳の年です。世の景気は本年の前半まで「神武景気」(54年12月～57年6月)が続いていますが、後半には不況に陥ります。所謂「なべ底不況」(57年7月～58年6月)です。亀太郎の木工公社は57年1～3月は赤字、4月～9月には何とか赤字は免れたようですが、10月以降またまた悪化し、全体として赤字に転落し、不振です。政治面では自民党宇和島支

部の顧問を続け、また市議会内で議長ポストを巡り自民党の内紛があり、支部顧問の亀太郎が調整していました。

(1) 宇和島木工公社

木工公社は連年の通り、1月4日から開始しています。

本年の亀太郎の会社の収支は悪く、1～3月は赤字でした。4月19日の日記に「午前会社に出勤する。三月迄の一期の決算は赤字となって居り、今後の行き方の検討の要あるを痛感する」と記しています。

そこで、亀太郎は5月11日、生産拡大で乗り切ろうと、会社の労働時間を延長しています。「午前会社に出勤し、稻岡、浜浦両君と協議の上、赤字解消には生産力回復の要あるを以て、一昨年来短縮して居た作業時間を延長することとした……三時会社へ出て工員一同に時間のことなど話した」。

経営は不振ですが、亀太郎の木工公社は模範工場です。本年も労働基準監督署から幾度か表彰されています。5月7日には無事故で表彰です。7月4日には、大工場に伍してよくやっているとして進歩賞を受賞です。「午后一時大手町社会事業会館に於ける全国安全週間記念会及び表彰式に参列した。吾が宇和島木工も他の大工場に伍して労働基準局長より進歩賞を受領した」。9月12日にも労働基準法実施10周年で、無災害で表彰を受けています。

10月12日に、1957年度前半期の仮決算が出ました。4～9月には何とか赤字にはならなかったようです。「午前稻岡君と話し、会社の前半期仮決算を見た。辛うじて赤字を免れた程度で先行確信は未だ待てない」。

11月13日に恒例の会社の遠足運動会をしています。「午前八時二十五分、会社の遠足運動会で宇和島駅より乗車、出発。白滝へ趣いた。稻岡君始め二十五名で白滝公園で紅葉を賞し、弁当を開いて行楽に時を過したが、予は人々よりは一列車先へ午后一時三十二分の下り列車で白滝を立ち、卯之町に下車、清水君方等を訪ふて、次の列車で会社の一一行に合し、六時過帰宇した」。

1957年の後半には、全国的に不況に陥ります(なべ底不況)。亀太郎の会社も

不況に陥ります。販売不振のためと思われますが、11月21日、販売店のみつわの責任者の森が辞意を表明しています。「午后会社用、宅用をして、夜、みつわの森君を招き話をした。予て辞意申出に対し慰留に力めたが、翻し難い様である」。しかし、その後、森の待遇を改善することで話がつき、留任させています。12月15日の日記に「夜、みつわの森君を招いて話をし、待遇改善の上、留任のこと略同意させた」とあります。

そして、この57年一年間は後半が悪かったため赤字に転落です。亀太郎は年末回顧で「会社の方も業績不振で始めて赤字を出した」と記しています。

この不況・商売不振はただ単に亀太郎の会社だけではなく、宇和島の地方経済全体が不振でした。1957年度(昭和32)の宇和島商工会議所の事業報告は次のように記しています。「当所管内の昭和32年度内に於ける経済概況は、隣接沿岸村が昨年に引継ぐ不漁に原因して活況を欠き、就中商業部門に於いては売上の低下と共に金融引締政策の影響を受けて倒産、転廃業に及ぶものも続出する極めて不振の状態を現出し、又工業の大半を占める木材加工業も材料高と需給の均衡を失い、企業の整理、縮小が相次いで居り、金融梗塞の悪条件と共に、憂慮すべき事態に直面した」⁶⁾と。また「愛媛新聞」の57年12月17日付け記事も「宇和島の商店街にとって神武景気とやらはどこかの遠い国の神話にすぎなかつた。南予漁村の二年続きの不漁がたたって、今年は神武以来の不況だとほやき、文字通り消費都市の悲哀をしみじみと味わって年越しする」とまで記しています⁷⁾。地方では好景気は弱く、殆どなく、他方、不景気は深刻であったことが伺われます。

(2) 貸家関係

本年も貸家関係の記事は殆どありません。9月30日「午后、税務署の松澤所得税係來訪。家賃収入の調査があり説明した」程度です。

6) 宇和島商工会議所「昭和32年度事業報告書」。

7) 『宇和島商工会議所七十年史』253頁。

(3) 山林経営

2月15日に、亀太郎は八幡浜の高橋某から、三島村の山林伐採について損害賠償で訴えられました。「松山地方裁判所より速達着。八幡浜高橋より先年の三島村山材伐採の件で、予と石橋喜左衛門君を相手どり損害賠償の訴訟提出の旨通知に接した。固より理由なきことなれど、二宮卓君に代理を委任する積りである」。以降訴訟となります。3月1日「午前会社に出て後、宅で二宮君より裁判所へ提出すべき答辯書の要領を書き、午后二宮君へ渡した」、4月2日「午后二時頃裁判所の辯護士室で二宮卓君に会い、先日松山裁判所での経過を聴いた」、4月17日「午后予ての訴訟に關係の提出書類を調べて夕方二宮君方へ渡した」、4月24日「十時から裁判所に行って二宮君に会い、昨日松山での経過を聴いた」、6月10日「裁判所で二宮君に会い、明日松山出廷のことを依頼した」等々。そして、この裁判は越年しています。

亀太郎は本年も山林を購入し続けています。7月20日、津島町（旧清満村）御代ノ川の山林を2反程ですが、購入しています。亀太郎の所有山林の接続地です。22日に登記しています。

さらに、9月下旬、また高知県幡多郡大月町の山林を購入しました（面積不明）。9月26日「駄馬元君の新規買入れた高知県幡多郡大月町山林受渡と登記の件で銀行とも引合の上、十一時小型ハイヤで出発。同地へ赴いた。午后二時、宿毛鷹の羽旅館で先着の駄馬元君に合し、共に其儘乗車を続けて、三時前に大月町弘見に着いた。同地の司法代書前野君によって法務局出張所で登記を了り、予は五時出発。同じハイヤに乗って、八時半宇和島に帰着した」。

(4) 土地・建物売買関係

本年土地・建物売買の記事はあまりなく、1月11日、前年末に購入を決めた佐伯町の中平莊作釀造跡の土地の一部を購入した記事がある程度です。「午前森本君の来訪に接し、佐伯町中莊醤油跡は向側のみ、予引受け、大部分は伊達倉庫と森本君が引受くることに決定し、尚上田君の依頼により一時餘分に出金の

ことを諾した、正午と午后伊予銀へ行き次で愛媛相互銀行宇和島支店へ行って上田、森本両君の待てるに会し、中村支店長と授受を了った。同行所有となつて居た中荘跡の土地建物の帰属一応解決を見た訳である」。

(5) 納税関係

3月中旬、1956年(昭和31)分の所得税の確定申告の準備をし、13日に申告しています。「午前永田税理士事務所に行って、三十一年分の確定申告書を税務署に提出した。伊予銀行にて納税」。ただし、資料無く、所得額・納税額不明です。

8月、資産税のことを巡って、宇和島税務署と揉めています。相変わらずトラブルが多いです。8月22日「永田税理士を訪ひ、来村立木に就き税務署との交渉を依頼した」、24日「午前、駄馬元君來訪。共に永田税理士へ行き、信金応接室にて話をした上、駄馬元君が税務署徴収係へ行った。今後の交渉は永田君が当ることにする」、31日「駄馬元君は永田税理士と共に税務署へ往復し、正午頃、一応追加課税の認定額に就き妥結を見た」、9月2日「午前、西田君來訪。又駄馬元君來り、共に永田税理士方へ行ったが、未解決の件であつて、十一時過帰宅」等々。そして、結局、亀太郎は修正申告し、加算税納付で解決しているようです。9月12日「午前、駄馬元君來訪。同君が永田税理士との間を午后までに二、三回往復した結果、税務署資産税係との交渉は一応解決を見た。来村山林分の修正申告をする筈である」。

年末、亀太郎は1957年(昭和32)の家業を回顧して次のように述べています。「本年は大体に於ては大過なく過し得たが、部分的にはトラブル多く、余り順調の年ではなかった。宅では税関係でいやなことがあり、会社の方も業績不振で始めて赤字を出した」。

第4章 1958年

1958年(昭和33年)、亀太郎75歳の年です。本年の世の経済は前半は「なべ

底不況」（1957年7月～58年6月）が続いています。しかし、この不況は弱く、本年の後半から再び景気は回復し、力強く高揚していきます。「岩戸景気」（1958年7月から61年12月まで、42カ月）です。しかし、宇和島地方はこの「岩戸景気」と無縁でした。亀太郎の木工會社も同様です。政治面では、前年末から続いていた自民党宇和島市議内部の対立が、亀太郎の尽力で漸く解決していました。

（1）宇和島木工會社

木工會社は例年の通り、1月4日から開始しています。

不況期、官庁からの需要は貴重です。この年、いくつか官庁から受注しています。1月南宇和郡城辺町から受注です。1月31日「会社へは西城辺町長注文に来社」、3月15日「稻岡君、南郡より帰り出勤。年度末にて役場、学校用家具の受注があった」。そして、年度末繁忙のため、労働時間を延長しています。3月18日「夕又、会社に出る。年度末受注品幅湊に就き、工員に二時間の時間延長をさすことにした」。

又、4月には北宇和郡三間町の新庁舎の家具の受注も受けています。4月24日「午前九時過、中平市議等と市の自動車にて出発。三間町宮野下へ行き、十時から開かれ三間町新庁舎開会式に参列した。井関農機社長等の祝辞ありて、予も吾会社（家具納入）の関係で祝辞を述べた」。

5月初め、木工會社の前年の1957年度（57年4月～58年3月）の収支が出ました。赤字でした。「なべ底不況」の影響をモロに受けているようです。5月7日の日記に「稻岡君より会社決算表を作成提出されたが、此年度（三十三年三月に終る一ヶ年分）も又赤字を出して居て、成績が改まらないのは遺憾である」と記しています。

5月13日、宇和島家具同業組合結成の準備会を開いています。家具組合はかつて結成されていたのですが、1949年6月に解散し⁸⁾、今回再結成となつたもの

8) 拙稿『敗戦・占領・戦後危機下の高畠亀太郎（下）』

です。「宇和島家具同業組合結成の相談で午前中、商工会議所へ行って、松浦寛一、土居幸治両君、会議所の係員と共に案を練り、帰後組合規約を起草した。午后此件で又丸幸家具店に会し、後、会社へも出た」。

5月15日に家具組合の創立総会を開催し、亀太郎がまた会長に就任しています。「午后会社へ出て、三時から山水に於ける宇和島家具同業組合の創立総会に出席した。市内業者の大部分三十余名參集し、予、座長として詢った結果、異議なく組合結成（任意組合）に一決し、規約議決、役員選定の上、組合長に予、副組合長に松浦、土居幸の両名、評議員に下田外六名當選、就任した。終って宴会に移り、六時一旦帰宅」。

以降、家具組合長の業務等をしています。7月10日「下田君方に於ける家具組合の役員会に出席して、橋本の売出し問題等を協議した」、9月13日「予は七時から丸幸家具店に於ける同業組合の集会に出席。三十人斗りと協議の末、毎月十四日を市中店舗を有する家具商の定休日とすることに決定した」等々。

9月に、宇和島市で念願の公会堂の建設が完成しました。その宇和島公会堂の家具の半分を亀太郎の会社が引き受けています。亀太郎の手腕・実力が推測されます。9月16日「四時市役所に井谷助役を訪ふた。公会堂家具半数は当方へ受注決定に就き、五時会社へ帰って打合せをした」。そして、30日公会堂建設の寄付をしています。「十時、市役所へ行って建築の出来た公会堂を観、奥平収入後に会ふて、公会堂寄附金五萬円を渡した」。

11月8日に恒例の会社の遠足をしています。「会社の慰安遠足運動会を鹿野川ダム行として催すこととなり、午前八時二十五分の上り列車で出発する。稻岡、浜浦、両君を始め、事務員、工員合せて三十一名であった。十時四十分、大洲着。豫て、貸切約定の伊豫鉄大型バスに乗替へ、肱川に添ふて溯ること一時間で鹿野川ダムに達した。工事、大体竣工して、鉄閘の下までは満水である。係員から説明を聴いて後、一同磯に降りて用意の弁当を開き、飲酒款談して、午后二時半出発。帰途に就いた。バスの車中、コンクールなど催して、賑かに大洲駅に着き、四時十六分の下り列車に乗って、六時過、宇和島に帰った」。

1958年1年間の会社の経営収支は官庁需要にもかかわらず不振でした。亀太郎は年末木工会社の業績を振り返り、「吾木工会社の業績は相変わらず不振状態で、ヤット赤字を出さぬすれすれの線にあり、刷新の必要を感じて居る」と述べています。

不振なのは、亀太郎の家業ばかりではありません。宇和島全体が不振でした。宇和島商工会議所の事業報告は次のように述べています。「昭和33年度における地方経済は全国的不況の余波を受けて著しく生彩を欠き、消費都市としての不安定な基盤に立っている当地方としては、最も困難な事態に終始した。即ち、商業部門は有力なる依存消費対象である漁村の不漁と共に農村の景気後退等の悪条件に起因する購買力の低下を招き、一方工業の主体をなす木材業界も材料高と需給の不均衡によって引き続き不振の状態にあり、企業経営も重大な転換期を迎えた」⁹⁾と。

(2) 貸家関係

亀太郎は宇和島第一の家主ですが、この年には特にたいした記事はありませんが、孫の春雄¹⁰⁾が、家賃の集金を始めています。6月29日「西山君病気に就き、春雄に家賃集金に当らすこととし、午后キクエさんと共に一巡、全部の貸家を訪はしたが、明日も引続き春雄が集金に従事する筈である」、12月31日「春雄は家賃の集金等を略済ませて……」等。

(3) 山林関係

昨年の2月以来三島村の山林伐採を巡り裁判が続いています。6月20日に裁判所から呼出しを受け、現地で尋問を受けていますが、まだ解決しません。「昨年来の八幡浜兵頭より、石橋及び当方に対する民事訴訟事件取調べのため、松山

9) 宇和島商工会議所『昭和33年度事業報告書』。

10) 亀太郎の孫の春雄は、1958年3月松山の高等学校を卒業し、亀太郎の木工会社に就職しています（慶應大学の通信教育を受けながら）。

地方裁判所より判事、書記出張。昨日、三島山林の実地検証があり、本日、予等呼出しに就き、午前八時五十分の國鉄バスで二宮君と共に出発、近永へ行つた。同地、岡田旅館で判事及び双方弁護士より関係者、証人の尋問があつた。予は午后になり、先方の木原、石橋側の武田、当方の二宮各弁護士より尋ねられたのみで、判事からはなかつた。石橋君父子、中村の小笠原君など呼出を受け、松山の今井弁護士も会した。判事から和解の話があつたが熟せず、午后四時了つた」。

8月15日に裁判は漸く和解しています。「十時、裁判所へ行き、豫て通知による松山地方裁判所より出張、兵頭対石橋と予に係る訴訟事件の現地調停に出席する。桜町さくらや旅館で開くことになり、関係者一同同旅館へ集つて各部屋に入り、判事の室で折衝した。来宇の石田判事と書記、兵頭三郎君と木原弁護士、石橋君と今井、武田両弁護士、予と二宮弁護士、小笠原君の間で結局話を纏めたのは午後五時であった。直ぐに判事の室に全員会して、和解調停成立の手続きを了り、一件茲に解決を見た。夫々、挨拶を交換して退出。予は六時過家に帰つた」。

亀太郎は本年も山林の売買をしています。

5月には祝森の山林を売っています。5月9日「祝森山林（土地）を河内樂師神宗雄君へ売渡の登記手続を了した」。

他方、山林を2件購入です。6月に高知県幡多郡大月町の山林を購入します。6月10日「午前六時二十分発の宇和島自動車バスで宿毛へ行き、同地発の県交通バスに乗替へて正午少し前に、大月町弘見へ着いた。司法代書、前野晴要君に山林登記のことを依頼したが、森林組合の証明間に合はぬため、今日の運びに至らず、同君に進行方を委託して帰る」。11月には、北宇和郡の岩松町の山林の購入です。11月22日「午前七時二十分のバスで岩松へ行き、玉井代書事務所で増穂の池田君に八時に出会い、昨日電話で買約した山林の壱町壱反の登記申請をして、十時半までに手続了（る）」

(4) 土地売買関係

亀太郎は山林の売買だけでなく、土地の売買もしています。5月に亀太郎所有の旧郡是の土地（中ノ町）を渡辺晋二に売却し、7月代金を受領しています。7月12日「鴻池で渡辺晋二君と会し、五月売約の土地代の受渡をした」。

8月1日には追手通りの宅地を購入しています。「過日来登記申請中であった追手通路次内の宅地二百坪余、法務局の価値認定漸く決し、本日登記済となつたので、帰後、松浦君と買入の取引をした」。

(5) 納税関係

3月、1957年分の個人所得税確定申告の資料を作成しています。7日「午前宅用をして、税申告の資料を整理し、午后永田税理士方へ渡した」、12日「午前午后共、会社に出る。又永田税理士事務所へ行き、税務署とも申告関係の交渉を運ばせた結果、午后資産税係とも山林所得額の調定決まり、確定申告書作成に着手させた」。

そして、3月13日申告、納税しています。「午后永田へ行き、確定申告書に調印税務署へ提出させた上、伊豫銀へ寄って納税をした」。残念ながら、資料残つておらず、57年分の所得額・納税額は不明です。

年末、亀太郎は1年間の家業を振り返り、次のように述べています。「本年も大過なく過し得たのは感謝の外ない。……吾木工會社の業績は相変わらず不振状態で、ヤット赤字を出さぬすれすれの線にあり、刷新の必要を感じて居る。西山君が健康勝れぬので吾方山林関係に不便を生じた。予の健康の衰へぬのは誠に幸である」。

第5章 1959年

1959年（昭和34）、亀太郎76歳の年です。世は「岩戸景気」が続いています（1958年7月から61年12月まで、42カ月）。しかし、亀太郎の家業の木工會社は「岩戸景気」とは無縁で相変わらず不振が続いています。政治面では、各

種選挙の年です（1月知事選、4月県議選、5月市長選・市議選、6月参議院選挙等）。亀太郎は自民党宇和島支部の顧問として、選挙にかかわり、特に宇和島市長選では甥の中村純一再選のために尽力していました。

（1）宇和島木工公社

木工公社は例年の通り、1月4日から開始しています。

1月9日、亀太郎は上阪し、10日大阪の斎藤木材を訪れ、北海道産の材木を仕入れています。「十時、西道頓堀の斎藤木材へ行き、道材の檜拂板を買入れた上、同店の紹介で近くの北海興産k・kへ行って、ラワン板を買約した。斎藤で昼食の後、本田町二丁目の新大阪木工を訪ふて、既製品の三点セットを見本的に数組みつわへ送付方の取極をした」。

亀太郎の木工公社は不振です。資金繰りがつかない旨の記事が出てきます。1月30日「午前稻岡君来り、月末会社資金難の話あり。已むなく借入金増加の決裁をする。依て十一時信金へ行きなどし、又宅で訪人一、二に接した」、3月31日「会社に出勤し、又会社金融の件で四國銀行へ二度行った」等。

家業不振ですが、亀太郎は宇和島家具組合の組合長を続け、その業務に従事しています。4月12日「夜八時から丸幸へ行って家具組合の役員会を開き、訓練所運営と組合総会招集に就き協議した」、4月20日「四時、榎本君方へ行つて、五時から公会堂和室に於ける宇和島家具組合の定時総会に出席。予、座長として議事を纏め、役員を改選して全員再任した」等。

5月に木工公社の1958年度（58年4月～59年3月）の収支が出ました。前年度と同様に又赤字でした。2年連続です。5月7日「午前午后共、稻岡君を招いて会社決算に就き談じ、此年度も相変らず赤字を出したことを検討する。又前月十四日、浜浦君より辞職申出があったことを告げ、後任者物色の相談をした」。

10月24日、販売不振のため、同業者と会合し、家具の値下げを検討しています。「午後一時、丸幸で家具同業者と会合、卸値々下げに就て協議し、三時了つ

て土居君方へ行った」。

11月9日、不況ですが、会社恒例の遠足運動会をしています。「会社の遠足運動会で午前八時二十四分発汽車で白滝へ行く。稻岡君以下二十六名である。十一時、白滝へ着き、公園の掛茶屋泉屋出張所で休憩。一同弁当を開いて宴会に移り、中居の三味引くものもあって賑った。紅葉は気候の暑かったため、例年より遅れてまだ色づかぬ程度であるが、人出は相当に多い。午后一時過白滝を出ち、汽車で大洲へ出て駅前から貸切バスで臥龍まで赴き、河原で再び休息。ここで平野から廻った森君、春雄等も加はり撮影などして、四時バスで駅へ帰った。下り列車で六時帰宿した」。

会社経営は悪く、亀太郎は職員の稻岡や孫の春雄としばしば協議しています。11月19日「午前、稻岡君と会社の現状を語り合い、改革の腹案を告げた」、11月25日「夜、稻岡君、春雄と凝議し、赤字累積に対する改革に着手することとした」、12月4日「五時半会社へ出勤。工員一同を集めて会社経営の不振を素直に説明し、服務の肅正刷新を求めた」等々。

そして、年末、工員の賃金の引き下げを決めています。12月30日「稻岡君と春雄を招いて賃率訂正、年末手当前年より減少の方針を定め、五時半会社へ出て、工員一同に会社経営難の事情を説明して此事を話した」。

このように、1959年の亀太郎の家業は不振でした。亀太郎の家業だけでなく、宇和島経済全体も不振で、宇和島地方は岩戸景気と無縁でした。宇和島商工会議所の事業報告書も次のように述べています。「昭和34年度における日本経済は国際収支の正常化と共に著しい発展を遂げ、特に生産部門では注目すべき成果を収めてその地歩を固め、景気好転の兆しを見せると共に施政の面にも小売商業調整特別措置法或は従業員退職金共済法等所謂中小企業関係法令の立法措置が取られ、一応中小商工業者の企業経営も軌道を得て順調な滑り出しをみたのである。然し乍ら斯る好況の影響は独り中央市場に限られ、末端経済はその余波を受けるに至らず、南予地方の如き零細企業体にあっては十年一日の如き不況に終始しており、特に商業部門における有力な消費対象である漁村の不況

と農林関係の景気後退は地方経済の振否に影響するところ大きく、その振興と助長施策の早急樹立が望まれる現況にある」¹¹⁾。

(2) 貸家関係

亀太郎は木工公社不振・赤字続きのため、その代わりと思われますが、家賃の値上げを考えています。11月16日「久世親君來り、家賃交渉の調べと打合をした」、11月25日「久世君とも家賃の交渉に就き話した」、12月14日「松浦君、久世君夫々來訪。夜、又両君を同時に招いて家賃値上交渉に就き対談した」等。

(3) 山林関係

4月6日、新居浜で愛媛県林業関係者の懇話会があり、出席しています。「午前七時五十分の瀬戸で出発。午后十二時二十五分、新居浜に着し、……駅前に用意の愛媛林業懇話会一行のバスに乗り、本日の会合に参加した。県下各地から集合した山林所有者関係の会員十五名と大福県林務課長、松山と西条の営林署長、住友林業の飯田支店長を始め、次長、研究室長等関係職員数名同乗、直ちにバスを発車して住友の五良津（イラズ）山林業地を視察し、林相の優れた状況を見学、夫々、説明があった。次で山を下って道を別子銅山ラインに取り、遠登志（オトシ）山々林及び山根苗甫地を視察して六時までに新居浜市中に帰り、住友林業会議室で懇話会の昭和三十四年度総会を開いた。了って泉寿亭別館に於ける宴会にも出席し、住友側の斡旋で互に交驩。予は八時頃に退席して同亭本館（旅館部）に投宿した」。

家業不振のためか、亀太郎は本年8月、松野町豊岡に所有の山林を売却しています。8月7日「午前七時二十分のバスで駄馬元君と共に出発。岩松へ行き、八時過から同地玉井代書事務所で中の川山林売却の登記申請手続を運ばせた」。

12月、亀太郎は重章名義の宇和島市柿原の山林と高知県旧平田村の雑木林と

11) 宇和島商工会議所『昭和34年度事業報告書』

を交換しています。20日「午前、駄馬元君来訪。先日視た土佐平田の雑木林と重章の柿原山林との交換を取極め、西宮へ電話する」、26日「午前六時二十分のバスで出発。宿毛へ行き、十時半、同地着ハイヤで有岡へ行って先着の駄馬元君及び宿毛の司法代書岡崎君と会い、共に同地にある高知法務局中筋出張所へ入って、今回駄馬元君の手を経て重章が買入れた平田の貝ヶ森山林の登記申請をした。土曜日に拘らず、午後の執務を得て、三時までに登記完了した」。

(4) 土地売買関係

亀太郎は本年も旧郡是製糸跡の土地を売却をしています。5月22日「西田君来り、一両日交渉中の鎌原通中之町の土地一部松浦工場へ売渡の商談成立を見た」、23日「九時から中之町持地へ行って松浦寛一君と出会い、分割売地の境界を定め、測量師山本君を招いて正午までに境界杭を打った。関係隣接の浜田、西村両君とも実地に即し、少し分譲することゝし、同時に決定した」、6月5日「西田君を経て先日、浜田へ売約の宅地七坪余の受渡をし、登記書類を渡した」、8月21日「午後一時、郡是跡へ行って大浦の梅崎勇太郎君と其二男和美君に会い、西田君、松浦藤治君の世話で、昨日来交渉中の鎌原通の土地一部、七拾坪程売渡の商談成立した」、10月12日「予は恵美須町字自動食堂へ入って午後二時から両君と共に四国電力宇和島営業所で岩田総務係長と会見。中之町土地売約に就て話をした」、11月24日「午後一時四國電力宇和島営業所へ行き、岩田係長に会って中之町土地売渡の契約書を交換した」等々。

以上のように、本年土地売却をよくしているのは、家業の木工公社の経営が不振であったためと考えられます。

(5) 納税関係

1959年3月、前年1958年分の所得税の資料調べし、10日確定申告をしています。「午前九時から外出。永田税理士事務所へ行って、所得税の確定申告書に調印の上、税務署に提出させ、十時、小笠原係員が受理して、申告書受付書の

交付を得た。午后、納税を済ませ、又会社用で市土木課へ行きみつわへも寄つた」。

年末、亀太郎は不振の家業を振り返り、次のように述べています。「この年を通じて宅の事情、大した変化はない。予の健康も異りないのは仕合である。たゞ、木工公社の業績振はず、赤字を重ねて居るのは一番の関心事で、何とかせねばならぬ状態である」。

第6章 1960年

1960年(昭和35)，亀太郎77歳の年です。世はなお「岩戸景気」が続いています(1958年7月から61年12月まで42カ月)。しかし、亀太郎の家業の木工公社は相変わらず不振で、57年度以来連續して赤字が続いていました。そこで、亀太郎は本年5月遂に廃業を決意し、8月廃業しました(その後、少人数の洋家具工場として出発)。政治面では、安保の真っ最中です。また、この年のはじめから、南海タイムスに『七十七年の回顧』の連載を始め、纏めて一冊の本にして出版しています。

(1) 宇和島木工公社

木工公社は、例年通り1月4日から開始です。「八時過本日から操業の会社へ少時出勤し、あと在宅々用をする」。

5月6日に、宇和島の家具組合の総会を開き、亀太郎が組合長に再任されています。「午后四時、護国神社参籠所に於ける家具同業組合の総会に出席して、組合及び訓練所の決算報告と役員改選を行い、予、組合長、松浦、土居幸両君副組合長再選に決した。六時宴会に移ったが、予は七時までに城北中学へ行って職業訓練所新学期始業式に列し、訓辞を述べた」。

さて、亀太郎の木工公社は、依然赤字が続き、経営不振です。5月初め、木工公社の1959年度(59年4月から60年3月)の収支が出ました。赤字で3年連續です。その結果、亀太郎は5月11日、木工公社廃止を決断しました。「夕、

稻岡君会社の三十四年度（自三十四年四月至三十五年三月）決算表を作成して持参、報告を聴く。春雄も参加検討したが、売値競争のため欠損多大。予、経営の自信なきを以て工場廃止の決心をした。連年の赤字続きで益々打撃を深刻に感ずのみ故、予の元気の間に現状を拾収することに踏切ったのである。今後、閉鎖の方法を研究する筈」。

そして、6月2日、工場休止の日時を8月10日と決め、6日に家族や工員等に工場廃止の説明を行い、解雇の予告しています。「午前訪人に接し、又倭文、春雄、セイに会して会社の経営困難作業打切の外なきことを説明した。善後策に就いては名案が出なかった。……二時半、労働基準監督署へ行き署長に会うて工場閉鎖の已むなき事情を話して事前報告をした。五時半、会社で工場の全員（二十余名）を集めて事態、工場閉止に至ったことの諒解を求め、八月十日解雇の旨、予告をした」。

その後、会社更生について工員等と話しています。6月13日「七時から又会社で工員十数人と会見。事業打切に対する双方の意見を座談会的に交換したが、更生策では結論を得なかった」、7月5日「午后会社に出勤、又宅で工員松浦君と話した」等。

7月末、亀太郎は工員に予告通り工場の廃止を表明しました。また、亀太郎は規模を縮小し、洋家具専門の工場とする計画あることを表明しました。7月30日「午后〇時四十分、会社へ出て工員全部を集め、二ヶ月前予告通り八月十日を以て事業打切を実行する旨を再確認させ、尚旧盆後、縮小の小人数で洋家具専門の工場として継続の計画あることを告げた」、8月1日「午前四国銀行へ行き、帰後稻岡君、春雄と話して縮小後の残留工員は既定の松浦、林、川添、玉井の外、藤田、若藤の兩人を確定した」。

8月10日、遂に会社を廃業し、工員全員解雇しました。「会社は予告の如く本日を以て工員全員解雇を実行し、十一時、予挨拶を述べて、退職手当金を渡した。賃金渡しは精算の上、十三日支拂とした。今回、事業打切に対しては三、四年前からの不振を予の努力で維持し来った事情を一同諒解し、異議なく終結。

午後は工員の方から送別会を工場内で催し、予、春雄が招待を受けて少時臨席をした。洋家具専門で再出発に就ては、却て赤字を来す公算ありとして春雄に意見があつたが、兎も角今一年試み成績によって継否を決することゝして春雄も承知した」。

8月18日、亀太郎は洋家具専門工場として再出発の協議をしています。「午後一時、会社に出勤。先日、全員解雇した工員の中、洋家具専門工場として再出発で採用する九人を集めて今後の行き方を説明し、一同合意の上、明後日から作業開始のことと決定した」。

8月23日、洋家具会社の再出発、操業開始です。「会社 機械修繕出来、本日より再出発操業を開始した」。

9月21日に宇和島市庁舎の改築に伴う家具の入札がありましたが、落札できませんでした。洋家具会社の前途多難です。「十時森君を伴うて市土木課へ行き、市庁舎改築で新調を要する洋家具の競争入札に立会ったが、森君の札僅差で負け、追手松浦へ落札となった」。

10月24日、販売会社のみつわの森が辞任しています。森にも見放されたようです。「午後みつわの森君來り、自立て家具製造の計画あるに就き、会社辞任の申出があり、事情已むを得ぬと認め、聽許した」。

11月1日、旧木工會社の1960年度前期(4月～9月)の決算が出ました。赤字にはなっていないようです。「午前会社用で稻岡君を招き、九月仮決算を見た。この六ヶ月では実質的赤字は出ぬ程度の業績である」。

11月19日新会社の遠足をしています。「会社の遠足運動会を法華津峰行としたので、九時一同会社に揃い(今年は減員後で十五名)、宇和島自動車九時五十分恵美須町停留所発の松山行乗合バスにて出発した。快晴で展望よく好都合である。着後、山上の旅館の一室を貸切って折詰を開き小宴を催したが、予は一行に先って卯之町へ出て帰ることゝし県道へ出たが、折好く通り掛ったスクーターに便乗が出来、早く卯之町駅へ着いた。同地十三時十八分の下り列車で帰宇し、一同は夕方までに帰った」。

12月29日、工員に若干の祝儀を出しています。「朝、稻岡君を招いて社員工員にいささかの歳末祝儀を出すことゝし、先月末でみつわを退職の森君の手当も極めた。」。

(2) 貸家関係

亀太郎は、家業の木工会社が経営不振が続いていたため、前年11月家賃の値上げを考え、交渉させていますが、そう簡単にはいきませんでした。1月30日「午後二時から久世君と春雄に家賃値上げ関係の集金と交渉に当らせたが、思はしく運ばない。明日も引き続き当たらせる筈である」、1月31日「家賃は値上げの分、小部分集金し、其他は尚交渉中である」、2月2日「正午から宅で家賃の件で借家の主婦連七、八人に会い、後、市産業課の宮崎君も此件で来訪。実状を話した」、2月6日「十一時久世君と共に二宮卓君を訪ふて家賃関係の件を研究した」、2月12日「午前久世君、松浦君來訪。家賃のことでの会見した」等々。

しかし、結局家賃値上げ交渉の結果、2月中旬、大部分の借家人は家賃値上げで妥結しています。2月17日「夜七時半松浦君、久世君の来訪を受けて、縣案の家賃値上の件、未定の分を二倍とすることで、大体妥結を見た。借家側の代表も挨拶に来訪。これで大部分解決し、尚少数未定のものを残すのみとなつた」、2月29日「午後久世君來り、春雄と共に改正家賃の集金に当らせた。夜十時までに大部分済ませ、尚交渉を要する分を残した」。

(3) 山林関係

亀太郎は本年2件山林を購入しています。

1月中旬、高知県幡多郡大月町添の川の山林の買い足しです。1月19日「高知県添の川で買い足した少しの山林登記のため、午前六時二十分発のバスで宿毛へ行った。十時半、同地着。直ちにハイヤで大月町弘見へ赴き、司法代書の前野晴要君、事務所で売主の寺田年明君とも出会って登記申請の手続きをした」。

10月には、孫の重章名義で旧清満山財の所有林の隣地5町歩ほど購入です。10月6日「阿瀬部の谷口君來訪。西山君参加話があって、旧清満山財の所有林の隣地（矢張り本覚山）、山林（底地）五町余を所有主梶原氏から買受の約定をした。買主重章で来年から造林植付に着手の積りである」。

この年の2月、亀太郎が所有している北宇和郡松野町富岡畠ヶ谷山林の境界を巡り、隣地の三好松次郎との間で揉めごとが起きています。2月29日「夜、三好松次郎、高橋多計男両君來訪」、3月7日「夜、三好松次郎君、山林図面を持って來訪」、3月11日「夜、西山君、三好松君來訪」等。

4月末に調停が入りましたが、成立しません。4月26日「午前八時三十分のバスで西山君と共に松丸へ出張した。十時前、同地杉山旅館で高橋多計男君と出会い、予ての連絡により富岡の高橋晴美、その他四、五氏参会。又三好松次郎君と同君推薦の二、三氏も来り、先日來縣案の富岡畠ヶ谷山林の件で当方と三好側双方参考人の意見を聴き、各人調停に努めたが、当の三好君主張強硬のため纏らず。午后昼食後、松野町議田中氏も参加して三好君へも話したが、結局本日解決を見ず、六時散会した」。

その後も交渉が続き、8月末、亀太郎が示談金を支払うことで解決の話となっています。8月31日「三好松次郎君來訪。西山君もよんで共に折衝の結果、縣案の山林所属の問題は示談金を出して、三好君は主張を放棄解消することに話を纏めた」、9月2日「午前八時三十五分のバスで西山君と共に松丸へ出張し、杉山旅館で三好松次郎君と会見。また立会人として高橋多計男、高橋晴美、増田泰の諸君も参会して、一昨日の取極を実行にかゝったが、その場で又三好君に一部異議あり、結局高橋晴美君等の仲裁で三好君名義の山林少さい壱筆を買増すことゝして午后一時円満妥結した。昼食の後、覚書の調製、示談金の交付を済ませて二時半散会」。

しかし、その後も三好との間山林境界を巡り又々揉め事が続きます。10月4日「午后、三好松次郎君來訪。西山君と共に話をしたが決せず、三好主張の境界を近日立会さすことゝし、高橋へその旨連絡した」、5日「高橋君が富岡の毛

利末四郎君と共に来訪。西山君も加えて三好との交渉に就き、打合をした」、8日「高橋、毛利両君、山林を視た上で来訪。十一日西山君も行って、三好側と交渉することにした」、10日「夜、富岡三好松次郎より明日の山林立会延期の申出があり、西山、高橋両君へ通知した」、11月10日「午后、三好松次郎君來訪。西山君と共に境界等の話をしたが、折合を見なかった」等々。

三好松次郎との境界争いは決裂です。11月下旬、亀太郎は三好に対し、山林立入禁止の訴訟を行いました。11月24日「二宮弁護士へ富岡山林立入禁止仮処分の供託金を持ち行きなどする」、11月25日「本日執達吏岡本若狭君が富岡の山林へ出張し、三好松次郎側所有林に接する当方山林に立入禁止の表示をした」。そして、未解決のまま越年しています。

(4) 土地・建物売買関係

亀太郎は、家業の木工業が経営不振であったためと思われますが、本年もよく土地・建物（旧郡是製糸の跡など）を売却しています。1月6日「松浦藤治君の仲介業事務所で鎌原通宅地一部分譲の契約をした」、1月15日「四時、松浦藤治事務所で同君及び西田君と出会い、郡是跡女子寮建物残部売約の取極めをした」、5月30日「十時中之町で西田君等と会い、渡辺代書へも行って、豫て売約の佐伯町所有地受渡の手続きを完了した」、6月11日「午後一時、中之町へ行き鎌原通女子寮跡を更に分譲する。松岡君に出会い西田君等、世話人も会して契約をした。この分は約五十坪である」、7月4日「午前中之町郡是跡、西田事務所へ行き、渡辺代書へも行って、鎌原通女子寮跡土地濱田君へ分譲分四十坪の受渡をした」、7月6日「午后三時中之町西田へ行って売約の鎌原通女子寮跡分譲地、松岡、谷脇両人の分の取引を完了した」、8月27日「午前九時、松浦輝義君、西田君と共に鎌原通所有地へ行き、明治生命へ売約の分、百余坪を山本信胤君に測量させた」、9月9日「午後一時過、渡辺代書へ行って明治生命の依岡君及び世話人松浦君と会い、鎌原通売渡地の取引を了した」、10月24日「昨日鎌原通分譲地決定し、西田君立会で測量させたに就き、山本測量師を

訪うた。……山中信明君來訪、鎌原通売地の契約を山中君とした」、10月31日「十一時中之町へ行って西田君立会、鎌原通分譲地中田信明君との取引を完了した」等々。

(5) 納税関係

3月、前年1959年（昭和34）分の所得税確定申告の資料を調べ、12日、申告をしています。「午前、所得税第三期申告の資料整理を了えて、十時半、永田税理士事務所へ行き、本日申告書を提出した」。しかし、残念ながら資料なく所得額、納税額不明です。

しかし、その後、税務署からまたまたお尋ねがありました。7月1日「午前、永田税理士へ行った。税務署へ説明を要する件である」。そして、修正申告をし、追加納税しています。7月16日「午前永田へ行く。先日来、税務署と交渉中の件、修正申告を出して大体結了した」、7月20日「午前、永田税理士へ行って納税額算出。本日追加納付の運びをすませ（た）」。

本年はよく土地売却をし、譲渡所得がありますので、税務署からお尋ねがあり、説明しています。11月25日「午前八時半から永田税理士方へ行って、同君と共に税務署資産税係の松井君に会い、明治生命へ売却の土地等に就き調査事項に答えた」、12月3日「八時三十分永田へ行き、税務署の係松井君にも会うて土地譲渡所得関係の書類も提出したが、十一時更に市税務署課で調べた資料により追加提出した」、12月21日「午前中、税務署関係係譲渡の調物をして、午後二時永田税理士まで提出した」、12月22日「今日も税関係の調査物をして、午後また永田まで資料を提出した」等々。

以上、世の好景気に関わらず、亀太郎の家業は木工公社を廃業するなど不振でした。それは亀太郎の家業だけではありません。宇和島地方の経済もやはり不振でした。宇和島商工会議所の1960年度の事業報告は、地方の中小企業の厳しさを次のように述べています。

「昭和35年度における日本経済は前年に引続いて飛躍的発展の一途を辿り、

生産、設備、投資共に著しい伸びをみせ、政府の意図する所得倍増計画の実現を裏付けるかの如き活況を呈し、これと共に国際収支も正常な動きをして一応国際的にも注目される地歩を固めつつある。而し乍らこのような活況は日本経済の中でも、その生産量と貿易にウエイトをもつ大企業に多く見られ、中小企業を以て占める地方経済は十年一日の歩みを続けて余断を許されざる状態にある。特に小規模事業者にあっては消費対象である農山漁村不況の影響を受けて困難なる経営を維持し得るに止まりたる……」¹²⁾

このように、高度経済成長とは中央の大企業にみられる現象で、地方の中小企業・小企業には無縁であったことを記しています。

12) 宇和島商工会議所『昭和34年度事業報告書』